

令和 8(2026)年度 電気自動車購入費補助金のご案内



五島市総務企画部
未来創造課

<補助金の対象者>

電気自動車を購入した個人又は法人で、以下の要件をすべて満たす方とします。

- (1)個人の方については、五島市に住民登録し3か月以上が経過している方であること。法人については、五島市内に事業所を有している法人であること。
- (2)電気自動車を購入した方が自動車検査証(自動車検査証記録事項を含みます。以下、「車検証」と言います。)に使用者として記載されていること。
- (3)電気自動車を購入した方が車検証に所有者として記載されていること。ただし、所有権留保付きローンを利用して購入された場合はこの限りではありません。
- (4)電気自動車を購入した個人の方及び同一世帯の方が市税を滞納していないこと。電気自動車を購入した法人が市税を滞納していないこと。

<補助金の交付対象>

以下の要件をすべて満たす電気自動車(補助対象自動車)を補助金の交付の対象とします。

- (1)購入した電気自動車が初度登録された月の末日から起算して3か月を経過していない車両であること。
- (2)新車の電気自動車であること。
- (3)補助金の交付申請日において、国の補助金(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)の交付を受けていること。
- (4)購入した電気自動車の車検証に記載されている使用の本拠の位置が五島市内であること。

<補助金の交付額>

補助金の額は、電気自動車1台につき、10万円とします。また、補助金の交付は補助対象者1人につき、同一年度において1台を限度とします。

<申請期間>

購入した電気自動車が初度登録された月の末日から起算して3か月を経過する日。

<申請方法>

提出書類をそろえ、五島市総務企画部未来創造課ゼロカーボンシティ推進班(市役所新館2階)まで直接持参または郵送で提出してください。

◎補助金交付対象の車両購入月と申請期間一覧表

令和8年		購入月		申請期間		令和9年							
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
					■	■	■	■	■	■	■	■	■
						■	■	■	■	■	■	■	■
							■	■	■	■	■	■	■
								■	■	■	■	■	■
									■	■	■	■	■
										■	■	■	■
											■	■	■
												■	■

令和9年2月～3月は購入日から申請期間までが短くなりますので計画的にお手続きください。

※令和9年度の補助金は未定です。

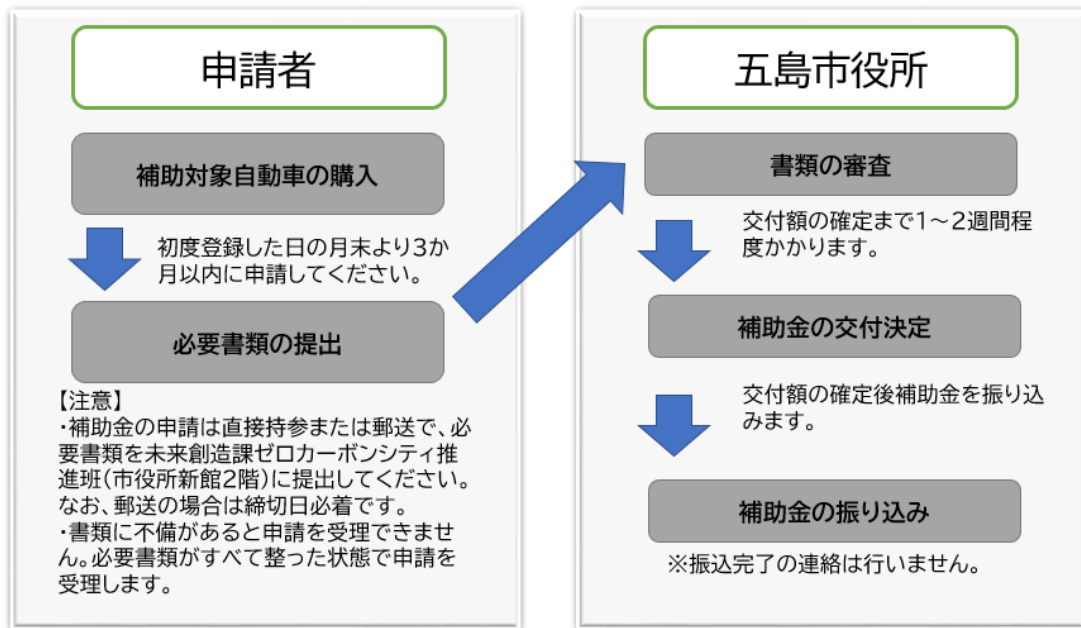
<提出書類> ※個人か法人かで必要な書類が異なりますのでご注意ください。

書類	個人	法人
令和8年度五島市電気自動車購入費補助金交付申請書	○	○
電気自動車購入事業実績書(様式第1号)	○	○
補助対象自動車の購入に係る契約書又は請求書の写し	○	○
補助対象自動車の購入代金の支払に係る領収書等の写し	○	○
補助対象自動車の車検証の写し	○	○
(一社)次世代自動車振興センターが発行した補助金交付決定通知兼補助金の額の確定通知の写し	○	○
補助対象自動車の写真	○	○
補助金の振込先口座を確認することができる書類(通帳等)の写し	○	○
住民票	○	-
市内に事業所を有することを証する書類(法人登記簿謄本等)	-	○
市税を滞納していないことを証する書類	○	○
電気自動車購入費補助金交付請求書(様式第2号)	○	○

<車両の処分制限>

補助金を受けた車両は、4年を経過するまでは保有の義務が生じます。期間内に売却・譲渡等を行う場合は、別途申請が必要で原則として(残存期間に応じて)補助金を返還する必要がありますのでご注意ください。

<補助金の申請から交付までに流れ>



<その他>

詳細は「五島市電気自動車購入費補助金交付要綱」に従います。

お問合せ先
五島市 総務企画部 未来創造課
ゼロカーボンシティ推進班
〒853-8501
長崎県五島市福江町1番1号
Tel:0959-88-9503
Mail:miraisouzou@city.goto.lg.jp